

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
職 種	教育業務支援員（寮補助）
採用予定人数	1 名
勤務場所	愛媛県立宇和島水産高等学校（宇和島市明倫町 1-2-20）
従事すべき業務の内容	寄宿舍において、生徒の寮生活を支援するための業務。具体的には主として、次の業務を行っていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・朝食・夕食の調理 ・食器の片付け・洗浄 ・厨房の清掃 ・その他
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しない者。 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあつては、教育業務支援員の業務に支障がないこと。 ・調理業務の経験があること。
応募方法	下記応募先に電話にてご連絡ください。そのうえで履歴書を作成し、下記応募先にご提出ください。 履歴書：市販の用紙（A4 判又は A3 判二つ折り）最近 6 ヶ月に以内に撮影した写真添付。 なお、提出された履歴書は返却しません。また個人情報とは今回の採用選考以外には使用しません。
応募期間	令和 7 年 3 月 18 日（火）～令和 7 年 3 月 25 日（火） 16：30 まで ただし、採用者が決定した時点で締め切ります。
選考方法	面接 なお、事前の連絡なく、面接試験当日欠席された場合は、応募を辞退したものとみなします。
面接日時・場所	応募者に電話にて連絡します。
選考結果	面接後すみやかに通知します。
勤務日及び勤務時間	1 週間につき 29 時間を限度とし、勤務時間については、校長が割り振ります。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	<ul style="list-style-type: none"> ・報 酬：職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）別表第 1 行政職給料表 1 級 14 号給から同表 1 級 22 号給までの各号給の額に基づき、1 年目は、月額 152,608 円を基準とし、勤務日数及び勤務時間により、これを割り落とす。 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末・勤勉手当：任期が 6 月以上かつ定められた 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6 月期・12 月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3 月未満の場合、30/100 とする。
退職に関する	・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。

事項	<ul style="list-style-type: none"> ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・教育業務支援員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
社会保険	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年年法律第 50 号）の規定により補償します。

〈応募・問合せ先〉

愛媛県立宇和島水産高等学校 事務室 担当：清水

「会計年度任用職員の採用について」とお伝えください。

電話番号：0895-22-6575 対応時間 8：30～16：30（土日祝日を除く）